

第十章 社会的責任の「体制化」

——国際新時代への対応——

一九七一年（昭和四十六年）八月十六日、ニクソン米大統領によって打ち出された緊急経済政策は、世界経済を根底からゆさぶった。その内容は、先に触れたように、対外面では、ドルの金兌換停止と、ほとんどすべての輸入物資に対して一〇%の課徴金をかける、というものであった。前者は、戦後の世界経済を支えてきたIMF体制が、基軸通貨であるドルの交換停止によって崩壊することを意味し、後者は、戦後世界の自由貿易を促進してきた最も強力な指導国家が、自ら保護貿易主義の衣を身につけることによって、GATT体制がゆらくことを意味した。

この「ニクソン・ショック」によって、戦後未曾有の国際通貨危機が一举に表面化した。それは根底的には、

本篇 「進歩と調和」の求道者として

第十章 社会的責任の「体制化」

アメリカの慢性的な国際収支の赤字に起因するものであった。アメリカの国際収支は二十余年にわたり赤字を続けてきたが、それは貿易外収支と資本収支の莫大な赤字によるものであり、貿易収支は一貫して黒字であった。ところが七一年には貿易収支そのものが赤字に転じた（七一年には二〇億ドル、七二年には六三・四億ドルの赤字を記録する）。ここにおいて、ニクソン大統領は、思い切った対外経済政策を打ち出すことによって、各国通貨のフロートないし切上げによるアメリカ国際収支改善への協力を迫る姿勢を示したのであった。

西欧諸国は直ちに反応を示した。為替市場を閉鎖し、一週間後には変動相場制で市場を再開した。わが国は三六〇円体制を一挙に変更することによる国内経済へのショックを恐れて、一時は市場を開いたままドルを買い支えたが、西欧市場再開後数日して、変動相場制に移行したのである。

事態収拾のため、ニクソン新政策発表後四カ月を経た十二月十六、七の両日、十カ国蔵相会議がワシントンのスミソニアンで開かれ、日本からは水田三喜男蔵相が列席した。この会議によって、多角的通貨調整への合意が得られた。第一は、金の公定価格を金一オンス三三・五ドルから三八ドルへ引上げること、つまりドルは金に対して七・八九％切下げられたことである。第二は、各国通貨がドルに対して切上げられたことである。先進九カ国の平均切上げ率は一二％程度であったが、「円」は一六・八八％の大幅切上げとなった。この重要な二つの合意が成立したのを機に、アメリカは一〇％の輸入課徴金を撤廃した。

ニクソン大統領は、「スミソニアン体制」の成立に当たって、次のように述べた。

「ブレトン・ウッズ体制は、第二次大戦後アメリカが強力な存在であった時代につくられたものである。しかし、われわれはいま、これと違った新しい世界の中にいる。この世界では、一つの強力な国があるのではな

く、欧州・日本・カナダなどが強い競争力をもって出現している。平等に、強力な国の間に、多角的通貨調整が実現したのは、経済史上はじめてのことである」

この間にあつて、わが国の経済界は終始、悲観色に包まれていた。先に触れたように、金融引締め解除、公投資の積極的推進によつて、昭和四十六年春から夏にかけて、ようやく景気回復の兆しが見えはじめた時に、八月の「ニクソン・ショック」に襲われたのである。変動相場制への移行は、それまで固定平価への信頼が深かったがゆえに、企業心理に大きな不安を与えた。輸入課徴金の適用はまた、対米輸出への依存度の高い日本経済を困難に導くことが、必至と見られた。そして十二月には、大幅な円切上げによる三〇八円レートの設定である。不況の脱出口としての輸出の増進に対する道も、なかば閉ざされたわけであつた。

しかし、現実の歩みとしては、昭和四十七年に入つて、景気の基調は好転した。それは国際通貨危機の一応の收拾によつて、内外経済を取り巻く不安定要因が、とにかく取り除かれたことと、公共支出増大の効果がようやく、生産活動や市況面に及んだことによる。

それでも、経済界に楽観の気分が盛りあがつたわけではなかつた。景気の回復歩調は、従前とちがつて緩やかであつたし、輸出成約も鈍化していた。さらに基本的には、急いで改善に取り組むべき多くの構造的な弱点を、日本経済は抱えていた。福祉向上への成長パターンの転換を望む声は高く、また国際的には、黒字国・日本の国際経済的責務の遂行に対する監視の眼は鋭かつたのである。

第十章 社会的責任の「体制化」

経済同友会は、この複雑な日本経済の内外情勢に対処して、新しい思想統一の基準を求め、新しい進路を設定することに努めた。

それは昭和四十六年九月十三日には、「ニクソン新政策」直後の局面に緊急に対処する提言『難局に処するわれわれの所見』となって、まず経済界に問われた。ついで「スミソニアン体制」後においては、四十七年の年頭見解『新しい経済の創造』および四月の通常総会における代表幹事所見『戦後への訣別と新時代への決意』として、表明された。さらに、国民福祉向上への路線においては、「新しい国土建設」や「環境問題」などに対する適切な諸提言が、世に問われたのである。

このような新局面における同友会の「経営者」の社会的責任意識は、まさに「体制」を担う者としてのそれであった。

一 「ニクソン声明」に所信表明

経済同友会は「ニクソン声明」の三カ月前、昭和四十六年五月から、幹事会や「政策審議会」で精力的に国際通貨問題を討議していた。というのは、この月に西欧で、マルクを中心とする大きな通貨危機が勃発したからであった。

弱くなったドルからの逃避としての通貨危機は、まず昭和四十三年秋に起こり、ドル売り・マルク買いが激化し、主要な西欧為替市場が閉鎖された。この時は、マルク切上げを行なわないとの声明、その他の対策で切り抜

けられた。次の危機は、四十四年八月のフラン平価切下げに伴った国際通貨不安として起こった。マルク切上げ必至と見て、マルクの投機買いが活発になった。この時も外国為替市場は閉鎖されたが、変動相場制に移行したのち十月末にマルク切上げが行なわれ、再び固定相場制に復帰するという経過を経て、危機は克服された。

昭和四十五年は一応平穩に過ぎた。しかし四十六年に入ると、マルク再切上げの思惑から、またもや通貨危機が再燃した。西独の連邦銀行は四月に公定歩合を一挙に一％引下げるなど予防措置を講じたが効果なく、五月に入って、ドル売り・マルク買いが激化した。連邦銀行は連日、大量のドルを買い支えたが、ついに及ばず、五月五日に外為市場を閉鎖した。十日には変動相場制に移行し、オランダも追随した。

通貨危機はさらに広がり、投機資金はフランス・フラン、スイス・フラン、日本・円、イタリア・リラを攻撃目標としたが、各国とも短資流入規制等で対抗したため、こんどは金投機に向かった。通貨危機が金投機を伴って進行したわけで、金一オンஸ்Ⅱ三五ドルを基軸とするIMF体制の基礎は崩壊に傾した。ついに八月十六日、ドルの金兌換停止を含むニクソン米大統領の「ドル防衛策」声明となったわけである。

経済同友会は四十六年五月二十一日の幹事会で、神野正雄幹事の問題提起によって、「マルク異変など各国の通貨情勢と今後の問題、ならびに円に関する将来の問題」について、討議を展開した。神野幹事は、OECDの民間機関ともいべきB I A C（経済産業諮問委員会）日本委員会の副会長でもあった。議論は当然のこととして「円切上げ問題」に集中した。

まず神野幹事は「円問題」について、次のように指摘した。

一 「ニクソン声明」に所信表明

第十章 社会的責任の「体制化」

一、IMFが為替相場の弾力化に踏み切った場合、日本としては、現行のレートの幅を守るか、フロートイングを採るか、ワイドーバンドにするかを、考えておくべきである。切上げは、切下げのように急ぐ必要はないのだから、このような点の検討も行なわないうちに、軽々しく為替相場に手をつけるべきではない。

一、わが国経済は、フローの経済からストックの経済への転換期にある。このような時に、軽々しく為替に手をつけるのは得策でない。日本経済の将来の姿に照らして、「円」のあり方を、あらゆるケースに即して仔細に検討しておくべきだと思う。

一、各国のインフレの度合いが異なるから、当面は切り抜けても投機のたびに、為替のヒズミを根本的に直すという論議が出る。各国の為替レートを適正に戻すのは難事業だが、いずれ当面の問題になろう。その場合、日本独自の意向として、平価をどの程度に変更するかを、考えておく必要がある。

一、国際通貨不安の生ずるたびに、根本的な為替制度の改革の時期は近づく。日本経済全体の姿に照らして、この問題に真剣に取り組まねばならない。

席上、「円切上げ」回避のための措置や、「切上げ」不可避の場合の国内経済政策などにつき、活発な意見が出たが、湊守篤副代表幹事は大局の見地から、このように述べた。

「とくに米国において、円は過小評価されているという声が、ここ一、二カ月急速に高まってきた。さらに、現在の日本の経済規模に即して、国際社会の一員としての責任が問われ、諸外国から一段の協力を要請されている。円切上げにせよ、為替の弾力化にせよ、それは主体的に取り組むべき問題ではあるが、そうかといって、日本のナショナル・インタレストを余りに強く出すと、国際世論の強い反発にあうおそれがある。

また米国に対し、赤字国の節度を余り強く求めることも、必ずしも適當ではない。米国でも、ジャピッツ上院議員の第二ブレトン・ウッズ会議提唱に見られるように、良識派もあり、現行制度の欠陥を改めた方がよいといっていることは、大いに注目すべきである。さらに、われわれとしては、IMF体制下における世界経済の発展についての米国の貢献をも忘れてはならない。」

最後に、木川田一隆代表幹事が、すでに別の箇所で見引用したように、「円問題はタブー視されているが、国際通貨の問題は自由世界発展の基盤なので、これを避けて通るのは、日本の国益にも反するし、自由世界の進歩を妨げる」という、明快な発言を行なったのである。そして、同友会は、この問題の重要性に鑑み、六月以降は討議の場を「政策審議会」に移し、一層慎重に検討することとなった。

五月のマルクを中心とした通貨危機に刺戟されて、わが国は過大な黒字基調を是正するための総合政策を、早急に講ずる必要に迫られ、政府は六月四日、関係閣僚懇談会を開いて、八項目にわたる「総合的対外経済対策」を決定した。内容は、(1)輸入自由化、(2)特惠関税の供与、(3)関税引下げ、(4)資本自由化、(5)非関税障壁の撤廃、(6)経済協力の推進、(7)輸出の正常化、(8)財政金融政策の機動的運営——のいわゆる「円対策八項目」である。しかし、これらはいずれも「ドル危機」以前の段階で各国から日本に要求されていた事項の総括であって、IMF体制崩壊の危機を前にした新局面においては、姑息的で説得力に乏しく、「円切上げ」回避の防壁となるべき性格のものではなかった。

第十章 社会的責任の「体制化」

国際通貨体制と「円」をめぐる諸問題を討議するため、「政策審議会」は六月十一日、第一回会合を開いた。湊守篤副代表幹事、山中宏政策審議会委員長はじめ各委員、山下専務理事が出席して、同友会特別会員の経済評論家・高橋亀吉氏の意見を聞いた。そこでは、次の諸点が指摘された。

一、IMF体制によって、それ以前は各国の主権であった為替平価を動かす権利を取り上げるに至った（固定相場制）のは、各国にとって為替平価の不安定がいかに大きな障害であったかを、如実に物語るものである。現状においても、欧州各国は、為替平価の変更が度重なっているものの、固定相場制を堅持しようとする空気が、依然として強い。

一、円の切上げは不利であり、避けねばならない。外貨増大に対する外圧は、国内政策によって解消すべきである。この点、最近決定された「円対策八項目」の遂行が望まれる。とくに、いまだに国際収支赤字時代の財政・金融政策が採られているが、できるだけ早く、これを切り換えるべきである。

一、国際均衡の面から日本の黒字増大を指摘し、そこから円切上げを主張する人が多いが、これは米国中心の考え方である。むしろ問題はドル自身にある。米国本位の「黒字責任論」は、他の主要通貨の切上げによる実質的なドル切下げ、ひいてはドル逃避の激化となり、米国自身の不利になることを認識する必要がある。

一、黒字国は対外投資・援助によって責任を果たすべきで、急激な黒字の増大は別として、徐々に黒字がふえる国が、このような形で責任を果たすのは、国際秩序の維持にむしろ好ましい。

一、国際通貨体制にとって、当面の問題は、まず体制をどのようにして再建するかにある。これは、ドルと並ぶ、あるいはドルに代わる世界通貨を、いかにして創り出すかということであろう。ただ、こうしたIMF

体制の再建に当たつての困難な問題は、先進国のスタグフレーションによって、財政・金融政策の効果が上がらなくなつてきていることである。

「政策審議会」は七月五日、第二回会合を開き、約一カ月間にわたり欧州の通貨情勢を見てきた竹内一郎東京銀行調査部長から、「欧州の実情より見たマルク問題はじめ国際通貨情勢、および円問題の今後の展望」について聞いた。

山中政審委員長は七月十六日の幹事会で、討議の方向について報告、意見を求めた。

「ニクソン声明」から三日目の八月十九日、「政策審議会」は急ぎ会合を開き、活発な討議が展開された。主な意見は、次の通りであった。

一、国際通貨不安の原因は、インフレ・対外援助等、主として米国側の事情にある。したがって、わが国としては、従来の方針を堅持し、強く対処していくべきである。

一、今回の国際通貨危機の焦点の一つは、わが国の通貨にある。今後日本が自由世界の中で発展していくためには孤立化を避けねばならず、この意味からも、国際通貨調整にも前向きに取り組んでいく必要がある。

一、現在、商取引はほとんどストップしており、早急に明確な方向づけを行なうべきである。

いわば、自国中心型・積極協力型・緊急打開型ともいうべき、三通りの意見が出たわけである。

八月二十日の幹事会では、山中委員長から、前日の会合における前記討議の内容が報告され、意見が求められた。主な発言は、次の通りである。

一、今回の国際通貨危機は、ブレトン・ウッズ体制の根本を揺るがす問題である。したがって、日本が独自に

第十章 社会的責任の「体制化」

行動することは許されず、多角的な通貨調整には、長期的な観点に立つて、前向きに取り組むべきである。

当面の問題として、課徴金による損害に対しては、適切な補償策がとくに望まれる。いずれ起こるであろう為替レートの変更についても、現在のわが国の為替管理下では、企業は為替リスクをカバーできず、レート変更に伴うリスクの補償が考えられる必要がある。

一、今回の措置で、米国に対する日本の認識が間違っていたことが明らかとなった。われわれは次のことを認識する必要がある——(1)われわれが考えている以上に、米国は困っている。(2)米国との関係を考慮しないで、日本だけがよくなることは、あり得ない。また米国は、日本の犠牲なくしては立ち直れない。(3)米国の国際収支は、今度の経済政策だけでは解決できない。さらに、何らかの措置が採られなければ、早晚、決定的な破局を迎えるだろう。

一、「円」の切上げは、できるだけ早く決心した方がよいであろう。なぜならば、課徴金や切上げの影響もさることながら、「円」について明確な展望を与えない限り、民間設備投資は回復せず、長期的な経済成長力を抑制することになるからである。

一、米国経済の実態は、予想以上に悪いようである。先日の日米財界人会議でも、日本に対して、何とかしてほしいという感じが強かった。日本は他国に比し、為替・自由化の両面とも、今まで十分な努力をしていないという意見が、強かった。わが国は、このことを謙虚に考える必要がある。そして、目先の利益よりも、長期的観点で対処すべきである。

そのほか、海運・造船・鉄鋼・貿易など主要業種に対するニクソン新政策の影響も論議された。

最後に、木川田代表幹事は、結論的に、このように発言した。

「今回の国際通貨不安は、自由世界全体の危機であり、共通の課題である。その解決には、すべての国が、それぞれの国益の犠牲において、問題の処理に協力しなければならぬ。それには、長期的な世界経済安定の問題は後で考えるとして、当面の通貨不安に緊急措置を講ずることが必要である。そうしないと、不安の中から投機が生じるなど、収拾できない事態を招く。

米国の新政策によって、日本の不況はさらに深刻になり、社会不安を醸成する恐れすらある。そこで政府も経済界も、国民に問題の所在と方向を明確に示すことが、肝要である。即ち、国際的なアンバランスを調整することが、自由世界の課題であり、日本の国益にも合致するということで、国民の理解と協力を得ることが、問題解決への大きな前提条件となる。

現在の日本には、たとえばドイツの対外経済法のような対外政策の運営はなく、すべてタテ割り、個別的な政策運営がなされている。この点の改革が急務であり、その中で補償とか救済とかいう問題を、アメリカのアジヤストメント・クローズのような、経済調整という考え方で進めていくことを、はっきり打ち出すべきである」

あわただしい雰囲気の中で、九月九、十の二日間ワシントンで、第八回日米貿易経済合同委員会が開かれた。日本側から福田赳夫外相・水田三喜男蔵相・田中角栄通産相ら七閣僚、米国側からはロジャース國務長官・コナリー財務長官・マクラッケン大統領経済諮問委員長らが、それぞれ出席した。話し合いはほとんどすれ違いで、何らの具体的合意も実らなかった。席上、米国側から「国際的な通貨調整の中で日本の役割が最も重要である」

第十章 社会的責任の「体制化」

と、「円」の大幅な切上げが要請されたのに対して、日本側は、多角的な通貨調整に応じることを表明したものの、米国の国際収支赤字のシワ寄せで「円」を大幅に切上げるとは出来ない旨、反発した。また日本側は、輸入課徴金の撤廃を迫った。いまや日米関係は、イコール・パートナーというよりも、ライバル同士の感を深めたのである。

経済同友会は、国際通貨情勢と「円」の対応、その他これに関連する諸方策について、「政策審議会」を中心に精力的に討議した結果に基づいて、九月十三日、『難局に処するわれわれの所見』を発表した。原案は、湊守篤副代表幹事と山中宏政策審議会委員長を軸に取りまとめたうえ、正副代表幹事間で二回の会合を開き、さらに十三日には各委員長を交えて審議して、成案に至ったものである。

同友会は「所見」発表と同時に、これを政府・政党はじめ関係筋に送付し、政策実現を要望した。木川田代表幹事は、十六日午後パレスホテルで開かれた自民党三役との定例懇談会で、「所見」の趣旨を説明した。また湊副代表幹事は、十六日早朝大蔵省で林大造国際金融局次長らと会見、同様の趣旨を説明した。ちょうど十カ国蔵相会議から帰国した水田蔵相が、混乱する国際経済情勢について国民の認識を新たにすることを訴える「特別声明」を発表する直前に、同友会の「所見」が直接大蔵省当局に示されたわけである。

九月十七日に開かれた幹事会で、「所見」は事後承認された。木川田代表幹事は、次のように了解を求めた。

「本来、こうした所見は幹事会で十分、討議を尽くすのが筋であるが、事態が緊迫しているため、早急にわれわれの意見を政策当局に反映させる必要があった。本日ここに事後承認ということで、了承願いたい。」

なお十三日の会議では、事態の重大性に照らして、もっと強い表現をとるべきだ、という意見が強かったことを、つけ加えたい」

また、湊副代表幹事は、「所見」発表の動機について、このように説明した。

「ニクソン新政策について、日本では、対米依存度が高いだけに、ショックはきわめて大きかったが、遺憾ながら、マスコミや国会質問の論調には、反米感情を煽る傾向が見え、また問題の所在が的確に受け止められていない。このため、国民一般をミスリードする結果になってきているのは、由々しいことである。

政府は、ニクソン新政策の背景と狙い、日本に対する要請などを、刻々国民に説明して理解を求めるべきであるのに、残念ながら、何もしていない。このまま、こうした事態を放置すれば、国民のいたずらな不安感を醸成するのみならず、対米関係も一層悪化する恐れなしとしない。

このような観点から、同友会として、この際、事態の緊要性に鑑み、所見を急ぎ発表したらどうか、ということになったのである」

「所見」の要点は、次の通りである。

一、今次の国際通貨危機をめぐるわが国の理解は必ずしも十分なものとは言いがたく、しかも国民感情として冷静を欠き、いたずらな不安感にとらわれている。

政府は現在日本が置かれている客観的な立場を冷静に見きわめ、新しい時代即応の内外にわたる総合政策を明確にして、国民の深い理解を求めるとともに、当面する先行き不安を一掃するよう努めるべきである。

一、日本としては、現在の米国の苦悩を理解し、また戦後自由世界発展のために米国が払ってきた負担を軽減

第十章 社会的責任の「体制化」

し、各国がそれぞれの分に応じて適正な新通貨秩序形成に協力するよう、わが国としてとり得る最大限の許容条件を各国に提示するとともに、問題解決のため自らイニシアティブをとって、関係各国に積極的呼びかけを行なうべきである。

一、同時に、自由世界における米国の果たすべき役割がなお大きいものがあることを、米国自身に認めさせ、そうした時代の推移に即した対応の道を選択するよう、強く要請しなければならない。

とくに輸入課徴金の撤廃、インフレの克服、ならびにドル不安醸成の一因となっている米系世界企業の節度などは、この場合とくに重要と考える。

一、このようなわが国対外政策の採用は、通貨の調整や貿易の縮小をきたし、国内的な影響は避けがたいので、これをできるだけ緩和するため、政府としては、国内調整政策を確立するとともに、わが国経済の新しい発展条件の整備を目指して、大幅な公債発行による公共投資の促進と民間機能の活用、積極的な減税ならびに税制の改革、金利の自由化をはじめとする金融制度の抜本的な刷新など、新しい財政・金融政策を早急に実行すべきである。

一、近年急速に経済規模が拡大してきたわが国としては、自国本位の発想に立つ高度成長が他国に強いインパクトを与え、反発を受けるに至った今日の事態について、深く反省しなければならない。

このような見地から、わが国は世界各国との調和を図りつつ、国内的には、社会開発の推進によって福祉社会の建設を目指すとともに、対外的には、発展途上国に対する積極的な援助と協力を通じて、世界の平和と繁栄に寄与すべきである。

一、激動する世界情勢に的確に対応するためには、内外にわたる情報の収集・分析・判断と、それに基づく総合的政策の展開が強く望まれると同時に、その政策の実効を期するため、強力なリーダーシップが発揮されねばならない。

このため、総理を補佐する特別の機関の設置が急務であると考え。即ち、ブレイン・トラストとしての特別補佐官や、経済同友会がかねて提唱してきた米国の大統領経済諮問委員会のような組織を、緊急に設けることにより、政策の一元化を図るべきである。

二 「新しい経済」の創造へ

「スミソニアン体制」という国際経済の新局面を迎えて、「経営者」は新しい内外経済情勢に、どう対処していくべきなのか。経済同友会は昭和四十六年十二月十五日、新年の「年頭見解」の内容を審議するため「政策審議会」を開いた。それは新しい為替相場体系が合意をみる三日前であったが、「円」の大幅切上げ必至ということ、十分に予想されていた。政策審議会における論点は、(1) 転換期における不況克服は長期的視点から考えられねばならないが、今後の日本経済の進むべき方向はどうか、(2) 今後の経済運営には世界経済の動向を十分考慮する必要があるが、これからの世界経済のあり方をどう見るか、(3) このような環境下で、今後の企業経営はどうあるべきか——の三つの線上にあった。

政策審議会は、前後四回にわたって会合を開き討議の結果、成案がまとまり、昭和四十七年一月二十一日の幹

第十章 社会的責任の「体制化」

事会に、『新しい経済の創造』と題する「年頭見解」案を提出、了承を得て、同日、木川田一隆代表幹事・山中宏政策審議会委員長らが記者会見のうえ発表した。

山中委員長は、幹事会の席上、「見解」の狙いを、次のように述べた。

「昨年は、英国のE.C加盟決定、中国の国連復帰、米国の新経済政策とそれによる国際通貨体制の動揺など、まさに激動の年であった。国際通貨問題をはじめ根本的な問題は、すべて今後を持ち越した形になっている。一方、日本は一昨年からの不況の中で、新たに三〇八円経済に対応していかなければならないという、むずかしい課題を負わされている。このような新しい条件変化の中で、どのような経済を創ればよいかというところに視点を置き、見解案をとりまとめた」

「年頭見解」はまず、「新局面を迎えた日本経済」において、日本経済の当面する内外局面を、このように捉えた。まず「国際面」である。

「先進十カ国を激動の渦の中に巻き込んだ為替レートの多国間調整は、昨年暮、一応の落着をみた。しかしながら、ドルの交換性回復という根本問題の解決は将来に残されており、自由な経済交流の基盤である通貨秩序は、いまだ確立されたとは言いがたく、ここ当分、不安定な要因をはらみつっ推移するものと予想される。

それに加えて、世界には依然として、経済のブロック化、保護貿易主義的な動きが根強く、また拡大E.Cの進展など、情勢は一段と流動化・多様化しようとしている。

日本としては、このような情勢に、主体的かつ機動的に対処する道を見出していかねばならず、このため、政治・経済・外交の各面を通ずる総合的かつ先見的な世界政策の確立・展開が、必要となっている」次に「国内面」である。

「このたびの円切上げについては、日本経済に対する国際的評価の高いことを意味するとの見方もある。反面、対外的な貿易秩序問題、国内的な公害問題など、わが国の経済運営の基本態度に対して、内外から疑問が投げかけられていることは否めず、これが大幅な円切上げ要求の背景にあったことを見落としてはならない。したがって、われわれとしては、今回の円切上げを機に、経済運営のあり方を転換・刷新し、新レートのもとに内外均衡を実現する新しい道を、見出さねばならない。

このような事態に対する認識を誤り、新レートに対して、依然として過去の経済運営の延長線上の適応策をとるならば、再び国際的な批判を招く恐れなしとしない。民間経済界ないし企業経営者としても、円切上げの意味を正しく認識し、それに即応する経営政策を確立すべきである」次に「見解」は、「当面する不況の様相」を、このように深刻に判断している。

「当面するもう一つの大きな問題は不況である。今回の不況は単なる景気循環によるのではなく、需要の一巡、公害問題の発生などからくる設備投資の沈静化に、国際通貨制度の動揺などによる輸出環境の変化が加わった構造的なものであり、したがって、これまでになく長期化しようとしている。しかも回復過程においても、従来のようなV字型の上昇は、とうてい期待しえない状況にある。

不況の実態をこのように見るならば、その克服には、従来の量的発想に基づく景気対策ではなく、国民の新

二 「新しい経済」の創造へ

第十章 社会的責任の「体制化」

たな期待に応えるような方向に沿う構造改革や、有効需要拡大政策をもって、立ち向かわなければならぬ。企業も認識を新たにして、企業体質の改善によって健全経営の基礎を確立することが急務である」

「見解」は、日本経済の新しい大きな目標を「福祉社会の形成」にしぼる。この「福祉社会」には、このような説明がつく。

「われわれがここにいう福祉社会は、いわゆる恩恵的な福祉国家を意味しない。それは、人間性本来の創造的な意欲にあふれた、豊かな生産力を背景とする産業社会を基盤として、自己責任原則に立つ自由社会的構成員が、各自の能力と努力に応じて互助・互恵の精神を発揮し、いわば保険的思想に立つ社会を創り出していくこととするものである」

この「福祉社会」は、だれが主導して創るのか。政府は基本的な条件整備、即ち「教育の充実、医療・保健サービス」の向上、社会資本の充実、環境改善」を担当し、民間企業は「企業活動を通じて主体的に、福祉社会実現に向けて行動を起こす」のである。具体的には、「経営者」は、「国民福祉向上に貢献しうる経営政策の確立に積極的に取り組み、社会的費用の適正な企業負担によるコスト増の吸収、労働条件の改善、事業の高度化や再編を図る」のである。

ここまでは、いわば指針である。次に「昭和四十七年の行動目標」が掲げられる。

第一は「福祉経営政策の展開」である。まず、企業のとるべき方向が示される。

「今後の企業発展の方向として、時代の国民的要請に応え、高加工度産業への転換、人間主義的見地からなる国土開発と都市再開発、発展途上国の経済社会発展に資する海外企業立地など、それぞれの企業の特性に応じ

た新次元のフロンティアを開拓することである」

ほかに、「企業という部分社会」と「企業をとりまく地域社会」における「人間本位のコミュニティの形成」、さらに「労使関係の新しい秩序形成のための対話活動」が、挙げられた。

第二は「時代即応の条件整備」である。

これは政府に対する勧告で、制度・機構の根本的な見直しの必要が強調された。即ち、「民間有識者の参加する総理直属の総合政策立案機関の実現」、「単年度主義・予算編成機構の再検討を含む財政制度の改革」、「公債政策の展開」、「社会資本充実に対する民間企業の積極的活用と土地制度の改革」および「流動する国際通貨情勢に民間企業が主体的に対処できるような為替管理制度の改革」が、指摘された。

第三は「国際協調の推進」である。

ここでは、「国際協調と物価安定の二つの見地から農産品の自由化を推進し、そのための条件整備として、農工業の構造転換・調整策の推進を図る」ことが強調された。また、「流動化・多極化しつつある国際社会情勢」に鑑み、東西関係の改善、発展途上国への協力を、新しく確認し、とくに途上国の経済開発においては、「節度ある民間の直接投資」を強調した。さらに、「世界的視野に立つ国際協調の構想」をもって「海外諸国に積極的に働きかける」ことの必要性を訴えた。

この「年頭見解」に盛られている考え方は、大きな柱ともいえるべき「世界政策の確立」および「福祉社会の形成」の二つの主題をはじめ、それらの実体をなす部分的主張においても、同友会がかねて機会をとらえて提言し

一一 「新しい経済」の創造へ

第十章 社会的責任の「体制化」

てきたものをもって、構成されている。このことは、先見性に富む同友会の「経営者」が、つねに、より新しい時代即応の経済社会理念を追求する過程で生まれた諸々の「提言」の精神が、この重大な新局面を迎えたのを機に、斉合的效果をもって、集大成的にその妥当性を開花させたものと見てよからう。

三 「多極化時代・日本」の自覚と反省

——「新時代への決意」に所見——

一九七一年（昭和四十六年）夏頃から、世界政治の「多極化」傾向は顕著になった。それは「ニクソン新政策」による世界経済の「多極化」即ち、米国の国際的主導力の低下によって、一層強く色揚げされたのである。世界政治の分野で、いくつかの重要な出来事が起こった。

一、中国は国内体制の整備とともに外交活動を活発化し、カナダ・イタリアはじめ各国との関係の調整を進め、国際政治面における影響力を高めつつあった。七一年七月十五日、ニクソン米大統領は北京訪問計画を発表、七二年二月には、それが実現した。共同コミュニケは、米・中両国が「対話」を含む共存関係に入ることを明らかにした。これより先、七一年十月二十五日、国連総会における中国代表権問題の議決を経て、中国の国連参加が決定した。

一、欧州では、西欧諸国の経済力の伸長と相まって、EECの進展・拡大が顕著になった。英国のEEC加盟交渉は、七一年五月の英仏首脳会議によって最終的障害が除去され、七二年一月二十二日ブリュッセルで、

英国はじめアイルランド・デンマーク・ノルウェーの四カ国が加盟条約に調印した。七三年一月一日には拡大E Cが発足することになり、米ソに比肩できる経済総合体の出現が約束されたわけである。

一、七一年末の多角的国際通貨調整を通じて、日本は重要な役割を果たし、日本経済が国際的に大きな影響力を持つていたことが実証された。それは同時に、日本の世界政治における国際的地位の向上にもつながる。

このように、従来の米ソ二国を中心とした世界は大きく変貌し、いまや、これら両国のほかに中国・E E C・日本などが、多極的に世界の政治・経済に影響し合う時代となったのである。しかも、わが国は、この多極化世界の有力な一環を形成する重要な立場を占めるに至ったということにはほかならない。

昭和四十七年四月十二日、日本工業倶楽部で開かれた四十七年度通常総会で、木川田一隆代表幹事は、『戦後への訣別と新時代への決意』と題する「所見」を発表した。

それは多極化世界における日本の新しい国際的地歩の自覚に立つものであった。その自覚を踏まえて、世界経済における日本の積極的役割を強調するとともに、国内経済面においても、新しい時代に即応した発展進路の確立について、経済界の新たな決意を促したものであった。

「所見」は、「多極化時代」の世界の新局面を、このように捉えている。

「いまや、わが国をめぐる国際環境は、政治的にも経済的にも高度に複雑化し、相互依存の高まりゆく中で、多極的・多元的な変化の道を辿っている。これまでの米ソの二大国を中心とする両極構造のもとにあった世界

三 「多極化時代・日本」の自覚と反省

第十章 社会的責任の「体制化」

が崩れて、それぞれの地域や国が、それぞれの立場から発展の道を求めようとしている今日、世界は多極的な構造のもとにおける国際関係について、新しい秩序形成の必要に迫られている。

激しい国際的流動の中で、戦後二十年にわたって存続してきた戦後体制の行き詰まりは、自由経済発展の大障害となりつつある。ここに新しい時代の新しい体制を通じて、秩序ある自由経済を再建することが重要になってきたのである」

「所見」は次に、新しい国際経済社会における日本の役割と、構える姿勢について、次の諸点を指摘する。

一、国際的に最も重要な役割を果たすべき立場に立つに至った日本が、この時代即応の自覚と行動に欠けるところがあるのは憂慮すべきことである。このまま推移すれば、今日の国際的時流の激しい波の中で、わが国は政治的・経済的・外交的に立ち遅れ、孤立化の道を歩むことになりかねない。

一、このような懸念が、昨年来の国際通貨動揺の中でも見られるわけで、巨額の外貨準備を抱えているわが国が、ここで積極的にイニシアティブを発揮しないならば、将来における円レートの再調整を余儀なくされる恐れなしとしない。したがって、自らの国際的立場を深く認識して、進んでこれに対処する構えを確立していくことが、肝要である。

一、いまや、わが国は巨額の外貨準備を擁しているから、国内的にも国際的にも、かつてない大きな政策選択の自由を持ちうるに至っている。即ち、国内的には国民福祉の充実を図り、国際的には新秩序形成の観点から、通貨・貿易・資本取引の面はもとより、対外援助・対外投資・国際協力の推進の面でも、新しい進路を明らかにし、実践に移すことができる立場にある。これらを進めることが、真の国益増進にもつながってい

くことを、知るべきである。

「所見」はさらに、国際的な新秩序の形成が、日本経済にとってどのように意義があるかを強調するとともに、従来の日本の行き方について、国内・国際の両面から反省を加える。

一、今日の自由世界経済は、国際通貨秩序が揺らいだために、困難な事態に直面している。即ち、国際間の相互信頼・協力関係にヒビが入り、各国間における狭量なナショナル・インタレストの対立が招来されている。このまま推移すれば、世界経済のブロック化は避けられず、保護主義的傾向が支配することになる。

一、世界経済が保護主義・ブロック化に陥った場合、最も困難にあうのは日本である。わが国は資源的にも市場的にもアウタルキー経済を採れない国であり、その存立の基盤は、互恵平等に立つ平和的な国際関係の増進の中にある。したがって、日本のあらゆる政策的発想の原点はここに置かれるべきである。新しい時代即ち応の発展的秩序形成への積極的参加こそが、わが国の長期的発展の道に通ずるのである。

一、これまで日本経済は、その高度成長過程において秩序意識を欠いたために、国内にはいくたの歪みを生じ、国際的には市場秩序問題を起こし、内外から、わが国の経済運営に疑問が投げかけられている。われわれは過去の反省の上に立って、国内的調和と国際的協調を両立させる秩序的枠組みの形成について、深く思いをいたすべきである。

「所見」は最後に、「新しい進歩への提言」を具体的に掲げた。その骨子は次の通りである。

一、政府は新時代の世界経済秩序形成に積極的に参加するため、主体的な対外政策と、それに伴う国内調整政

三 「多極化時代・日本」の自覚と反省

第十章 社会的責任の「体制化」

策を確立し、世界の信頼を得るよう、その強力な展開を推進すべきである。

一、対外政策を策定するに当たっては、福祉社会の建設を基調とする七〇年代日本の進路を明らかにすべきである。今後の日本は、大国意識に基づいて、いたずらに内外の量的拡大を求めめるのではなく、国民的合意のもとに、豊かな活力と質的な経済に支えられた福祉国家を基盤とする文化国家として、世界に貢献することを目指して進まなければならない。

一、福祉社会建設に向かつて、政府は各面の構造政策、とくに経済運営の要ともいべき財政・金融の構造改革を図るべきである。福祉面への資源配分を充実するほか、税法系の再検討、公債政策の積極的活用とその条件整備を進めることが必要である。金利の弾力化・自由化も考えるべきである。

一、民間経済界においても、新しい人間本位の時代に即応する企業の社会的価値の創造に向かつて行動を開始するとともに、企業を取り巻く環境変化のきびしさに応えて、産業・金融・流通各局面における経営刷新を断行する決意が求められる。

一、政府は通貨調整の再燃回避のためにも、不況克服・外貨活用・輸入拡大など、当面の急務になっている諸問題について一元的なタスクチームをつくり、その総合的緊急対策を策定すべきである。その際、国際通貨制度の機能再建、新制度採用について、積極的な国際協調の方針を打出すとともに、円の再調整懸念を景気振興を通じて打ち消していくために、当面、減税と、より積極的な公債発行を断行すべきである。

一、さらに新発想に基づく発展途上国開発援助政策を強力に展開するとともに、海外資源依存度の高いわが国として、資源供与国との長期的な共存共栄関係の確保を目的として、資源の安定的取引を資源供与国に保証

する制度の確立を、官民協力して図ることが必要と考える。

通常総会では、昭和四十七年度事業計画の「基本方針」が次のように決められた。

- 一、七〇年代の国民的目標である進歩と調和の福祉社会の形成に、経済人としての立場から積極的に参加する。
- 一、世界の政治・経済構造の多極化と、それに伴う国際情勢の流動化に即応する主体的・機動的対外政策の確立を促す。

一、以上の研究活動の基盤として、本会設立の精神の一層の高揚と、会員の相互啓発・情報交換・連帯性を強化する。

五月十九日に開かれた四十七年度第一回幹事会で、木川田一隆代表幹事は郷司浩平・佐々木直の両終身幹事を「顧問」に委嘱した。従来の工藤昭四郎・東海林武雄・永野重雄・山際正道・櫻田武の五顧問に、新たに二名が加わったわけである。

四 「新しい国土建設」で提言

昭和四十六年度通常総会で新設された「都市・工業立地委員会」（委員長・中田乙一幹事）は、「科学的見地からコミュニティ形成・国土最適利用・環境改善などの方策を検討する」ことを課題としていたが、同年九月二

四 「新しい国土建設」で提言

第十章 社会的責任の「体制化」

十七日第一回会合を開き、具体的な運営方針について協議した。

その結果、「限られたわが国の国土資源の中で、人口・産業等の特定地域への集中・集積は、生活環境の側面のみならず産業活動面でも様々な弊害を招いており、その実践的解決が望まれている」との問題意識のもとに、「わが国の全面的な都市化社会への移行に伴う国土整備のあり方」に正面から取り組み、実効ある国土政策の確立を期することになった。

この第一回会合では、「委員会」は、課題設定と検討方向の参考に資するため、石原舜一東京工業大学教授を招き、「当面する国土開発政策の課題と新全国総合開発計画」について意見を聞いた。

石原教授は、次の諸点を指摘した。

- 一、「新全総」は、目標時点のフレームワークに問題が出ていることもさることながら、いまや大気・水・土地など国土資源の地域許容限界を考慮して、見直されるべき段階にある。
- 一、また交通・通信など新ネットワークの形成に関して、これまでのコスト・ベネフィット主義は、過密・過疎を激化させる恐れがある。
- 一、このような現行国土政策の問題点を背景に、新しい課題設定の決め手は、「土地利用をどのようにするか」に尽きる。

一、国および地方公共団体の果たすべき役割、地域社会における企業・住民の責任と対応の仕方についても、十分に検討する必要がある。

「委員会」は、石原教授の指摘を参考に、討議の結果、課題に取り組む方向を次の三点にしぼった。

(一) 現行国土開発政策は、急速な環境破壊の進行と国民意識の変化に、果たして対応できるのかどうか。

(二) わが国における都市化が、どのようなメカニズムで進展してきたのか。

(三) こうした都市化の進展が、今後、国際化・情報化などの内外のインパクトの中で行なわれるとすれば、経済社会全体にどのような事態をもたらすのか。

このように「委員会」は、まず「新全総」計画の進展過程における問題点を的確につかむことから、作業を始めることにしたのであった。

「新全総」は昭和四十四年五月に策定され、「住みよい豊かな社会」をつくるため、「大規模開発プロジェクト方式」を標榜して発足したのであるが、四十六年後半の局面において、すでに見直しが必要とされる事態に当面していた。それは「新全総」が「住みよい豊かな社会」を目ざしつつも、その基本思想は産業効率第一主義を脱しきれなかったがゆえに、生活第一主義⇨福祉優先主義の風潮に乗ることができず、このため、政府からも住民からも、また企業からも、「見直し」が迫られていたのである。

「委員会」は、さらに次のようにヒアリングを行なった。

▽十月十九日、「社会心理学的観点からみた都市化の要因と社会現象、これを踏まえた今後の国土政策について」 穂山貞登東京工業大学助教授

▽十月二十五日、「産業経済的側面からみた都市化のメカニズムについて」および「最近の地方中小都市の動向とその育成策」 伊藤善市東京女子大学教授

▽十一月二十四日、「わが国工業立地の現状と課題」 飯島貞一日本工業立地センター常務理事

四 「新しい国土建設」で提言

「委員会」は翌昭和四十七年一月十三日、「新しい国土整備政策の基本的考え方と政策の方向」について「中間報告」案をまとめ、これを同月二十一日の幹事会に提示した。

「中間報告」は、まず次のように述べる。

「今後の国土政策は、人間福祉の向上を窮極の目標として、自然との調和のもとに、過密・過疎なき国土の均等利用を達成していくことにある。このためには、従来のように、経済開発を主軸とした国土政策ではなく、また国際分業の観点を踏まえた産業構造の変革と呼応し、それを促進する方向で、産業の新たな配置と、それに連携した形での都市配置のための構想が求められねばならない。

このような基本的認識のもとに、今後の国土政策を考える際、第一に、産業立地と都市配置が裏腹の関係にあることに鑑み、これを一体的に把握する必要がある、第二に、開発に係る各主体のビヘイビアは、開発目標に照らして、つねに調整・統一されるべきである、第三に、開発に伴う費用分担の明確化のため、国民的規範の設定が重要である——という三つの中心的課題をひき出した」

このような前提に立って、「中間報告」は次の七つの検討事項を示したのである。

(一) 国土の均等利用を図るためには、各地域の地域特性の再発見とその活用が前提条件であるが、それには専門的知識を持つ都市計画者の養成と配置のための対策が望まれる。

(二) 太平洋ベルト地帯偏重の国土利用を改めるには、これら地帯の機能純化とともに、新しい産業立地を受入れる地域として、日本海沿岸を含めた遠隔過疎地域と内陸地方都市およびその周辺の立地基盤の整備方策の

確立が必要である。

(三) 都市配置については、既存の三大都市を基点とするヒエラルキー型の都市形成を改める必要があるが、新しい産業配置との関連において、魅力ある地方中核都市の育成が根幹となろう。

(四) こうした新しい見地からする産業・都市配置構想実現の戦略的手段となる社会資本投資は、遠隔過疎地域から優先すべきではなからうか。

(五) 今後の国土開発には、自然浄化力の再生・自然環境の回復が求められるが、そのためには相当のコストがかかるため、国民は何らかの形で社会的対価を支払う必要があるのではないか。

(六) 既存大都市の機能純化のため、たとえば教育・研究機関などの地方分散を積極的に促すための思いきった法制・税制上の措置が検討されるべきではないか。

(七) 国土開発にとって最大のネックである土地問題の解決策として、土地利用の規制強化と並んで、土地の時価評価と固定資産税など不動産関係税の評価額とを一致せしめることを柱とした、新たな土地税制による地価安定対策が必要ではなからうか。

「中間報告」に対して、次のような意見が出た。

○「国土開発の目標は人間福祉の向上にある」とされているが、産業発展が人間福祉の向上につながる側面をどのように考えているか。

○東京など既存大都市や太平洋ベルト地帯を、全く否定しているように受取られるが、どうか。

○長期的視野から国土全体の最適利用の達成に投資効果を求めていくという考え方を強調すべきだ。

四 「新しい国土建設」で提言

第十章 社会的責任の「体制化」

○過疎解決にとって、交通体系整備のみでは不十分であり、総合通信体系の整備を同時に考える必要がある。

○今後の国土政策の展開に伴い、地方行政制度をどう考えるべきかを、あわせて検討する必要がある。

「委員会」はその後、四月六日および十八日の二回、最終的に討議したのち成案を得、二十一日の幹事会に「新しい国土建設への提言」案を提案、了承を経て、二十四日に発表した。同時に、建設省・経済企画庁など関係方面に配布、政策実現を期した。

木川田一隆代表幹事は、中田委員長の提案理由の説明に先立って、次のように発言した。

「本会は約十年前から国土開発問題に関して政策研究を行ない、種々の提言を重ねてきた。いまや国土開発の基調は著しく変化し、新全総も見直しが行なわれている。わが国の国土は、六〇年代以降の高度経済成長に伴い急速な都市化が進行し、高密度の経済社会を形成しつつあるが、成長パターンが海外資源の輸入による重化学工業化を志向してきたため、太平洋ベルト地帯を中心とする臨海型の国土利用形態に偏している。

今日、こうした事態の中で、人間と自然と産業とが調和を欠くにいたり、企業にとっても、各方面でシリアスな問題が生起している。このため、いまやどのような基調で国土開発を進めるべきかについての、フィロンフィが改めて問われていると思う。

昨年来、委員会がこうした課題に取り組み、ここに一つの方向を打ち出したことの意義は大きい」

「提言」はまず、「国土の現状に対するわれわれの認識」から説き起す。

第一に「人間と自然と産業の軋轢」に着目して、こう述べた。

「巨大な都市圏への人口・生産活動の集中とその大規模化は、快適な生活の実現を疎外しつつあり、また大気や水の自然的資源や自然環境の負担能力を超えつつある。一方、農山漁村においては、過疎化が進行し、(1)青壮年齢層の流出による高齢者みみの地域社会の出現、(2)医療・教育・防災など生活の基礎的条件維持の困難化、(3)農地・山林等の荒廃など、生活・生産両面にわたる基盤の崩壊をもたらしている」

第二は「集積の利益と過密の弊害」を取りあげた。

「集積に伴う費用は年々増加しており、また住民の生活水準の実質的な切下げという形で費用負担が適正になされていない側面が存在し、社会的な総費用としては、もはや過密の弊害が集積の利益を上回っていると判断せざるを得ない。今後さらに集積が続くならば、水・土地等の稀少資源の制約条件は一層厳しくなり、近い将来において、集積が限界に到達することが予想される」

第三には「新しい条件変化」に注目する。

「経済的福祉が充足されるに伴い、国民はこれまで以上に、非経済的な福祉を欲求するようになってきている。生活環境の改善や自然環境の保全に対する欲求の増大がそれである。このことは、各種の開発に対する住民運動の高まりや、工業立地の困難化に見られるところであり、また、Uターン現象など人口動態の変化からも、うかがわれる。一方、企業の立地も、徐々にではあるが地方への分散傾向が現れはじめている」

次に「提言」は、「国土建設の基本的考え方」として、次の四つのポイントを設定している。

四 「新しい国土建設」で提言

第十章 社会的責任の「体制化」

(一) 国土建設の目標——三十七万平方キロメートルの国土に賦存する大気・水・土地等の自然的資源を、社会資本投資や経済的・社会的諸機能の配置を通じて有効利用し、国民の経済的・非経済的な福祉を最大にすることを目標とする。

(二) 社会計画に位置づけられた国土政策——国民の福祉は経済政策をはじめとして、国土政策や教育・文化などに対する諸々の政策を包含した社会計画を樹立し、これによって追求されるべきものである。したがって、今後の国土政策は、こうした社会計画の一環として、整合性ある位置づけが必要である。

(三) 自然の許容限界に対応した国土建設——今後の国土建設は、自然の保護・保全に十分留意し、自然に対する負担を極力軽減する形で、進められる必要がある。そのため留意されるべき点は、都市・工業の立地、都市・産業の廃棄物、産業構造の問題である。いまや経済政策と国土政策とが一元的に考えられ、国土政策は単に経済政策を受けるだけでなく、これを制約していくことも大切である。

(四) 集中から分散へ——環境に対する国民の選好を満たしつつ、所得水準の向上を確保していくためには、自然の許容限界および社会的総費用の上昇に鑑み、太平洋ベルト地帯に偏した土地利用形態を是正し、国土の均等利用を図ることが求められ、今後の国土建設の基本は、集中から分散におかれる必要がある。

次に「提言」は「国土形成の方向」について、次のような諸項目について論じた。

〔新しい産業立地の形成〕

- (1) 巨大都市圏における工業立地の適正化、
- (2) 内陸工業団地の造成、
- (3) 大規模工業基地の遠隔立地、
- (4) 適切な農村工業化の推進

〔多元・多核的な都市群の形成〕

- (1) 都市配置のネットワーク化、
 - (2) 地域特性の再発見と地域都市の育成、
 - (3) 巨大都市機能の純化
- 〔人間性重視の都市建設〕

- (1) 人間性回復のための生活環境整備、
- (2) 地域特性に見合った再開発、
- (3) コミュニティ創造のための環境整備

「提言」は「国土建設の原理」の項で、「望ましい国土利用の姿を実現するためには、限られた資源の有効利用、社会資本の方向、このための費用負担のあり方と国土建設の分担関係が明らかにされる必要がある。過去の国土政策が十分な成果をあげ得なかったのは、このような諸点が不明確なままに展開されたことによる」と前置きして、(1)全国土を対象とした土地利用計画の策定、(2)社会資本整備の方向、(3)費用負担ルールの確立、(4)国土建設に果たす政府・企業・国民の役割の明確化、の四点について考え方を明らかにした。

この中で「費用負担ルールの確立」においては、「社会的に高度な生活を営むためには、より多い費用を必要とする」との観点から、次の諸点を指摘した。

▽外部経済効果の適正な帰属

社会資本の整備や企業の立地に要するコストは、地価の上昇や公害対策費用の上昇などによって、ますます増大している。こうしたコストの上昇は、経済の進歩に伴い、土地の限界生産性が向上したり、確保すべき環境水準が高くなるため、やむを得ない側面があるが、外部経済効果が、開発行為に何ら関与しない開発対象地主のフトコロに入っているためコストの逡増傾向を招いている面が強い。

四 「新しい国土建設」で提言

第十章 社会的責任の「体制化」

このため、社会資本の整備、大規模ニュータウンや工業基地の建設等開発行為が、次の開発行為を阻害することなく、地域の発展や国民の福祉の向上に資するためには、開発に伴う外部経済効果が開発行為者に帰属するメカニズムを作り出すことが重要である。

▽社会的費用と私的費用のギャップの解消

いわゆる過密の弊害は、経済的ならびに社会的活動に伴う総費用が、費用を発生させている活動主体によって十分に負担されず、社会的費用と私的費用のギャップを生んでいることに由来するものが多い。たとえば、公害現象や巨大都市の交通問題、巨大都市への過度集中などは、このようなものとして理解することができる。このため、私的な活動によって発生したいわゆる外部不経済は、その発生者を極力捕捉し、発生者に負担させるルールの確立を志向していくべきである。

▽租税負担と受益者負担の適正化

以上の原則を踏まえたくうえで、租税による負担か、受益者の直接的な負担かのいずれかの選択がなされるべきである。一律に受益者負担を追求することは、所得分配上問題のあるところであり、ナショナル・ミニマムと受益者の範囲が広く、かつ特定できないものについては、国・地方公共団体が租税により責任をもつて供給するのが適切である。

また、「政府・企業・国民の役割の明確化」では、このように述べている。

▽国、地方公共団体の役割

本来、国・地方公共団体が実施すべき事業は、文字通り、そうすべきである。たとえば、新しい都市開発

に見られるような公共施設の施行者負担は、それら事業を遅延せしめて都市問題の解決を阻害するものであり、また、それは結局、新しい都市の住民負担の増加を招き、新都市住民の手で公共施設が建設されるといふ、社会的な不公平を招いている。工場の新規立地に伴う公民館寄付なども、その例である。

▽社会開発における民間企業の役割

経済の決定機構としては、市場機構・計画経済機構などが存在するが、市場機構は人類の有する資源配分機構のうち、最も優れたものであるから公共財の供給に際しても、政府の介入は、市場機構を補強するに止まり、いわゆる「政策に介添えされた見えざる手」による解決を図る方向で、考えることが望ましい。

▽国民の役割

今後の国土建設に地域住民の役割を積極的に組み込んでいくためには、広域的利益と地域的利益の関係を整理し、社会的合意を形成するシステムの開発が求められているといえよう。この場合、地域的利益を守るためには、それ相応の対価が必要なことも、銘記してかからねばならない。

「提言」は最後に、「新しい国土建設実現への具体的方策」について、主として企業に係わる問題を中心に次の諸点を強調した。

第一に、「民間企業の社会開発事業への積極的参加」である。まず、こう記す。

「社会開発分野には、理論的にも、民間企業が実施した方がよい分野が存在するが、現実的にも、民間企業における社会開発事業進出の意欲は高まり、また、その客観的な条件も整いつつある。

そこで、計画・設計・実施の各段階において、国土建設における民間企業の役割を明確にし、民間企業の社

四 「新しい国土建設」で提言

第十章 社会的責任の「体制化」

会開発事業への参加を一層促すことによって、社会資本供給力の拡大を図る」

そして、そのための施策として、(1)社会資本整備計画における民間企業の役割の明確化、(2)設計段階における民間発注の実現、(3)金融・税制面における優遇措置の実施、(4)許認可制度の改善、(5)運賃・料金決定方式の改善（私鉄経営など）、(6)公共用地の民間開発事業への活用——などを挙げた。

第二に、「適正な費用負担の具体化」である。

「外部経済・不経済の帰属・負担の適正化は、技術的に難しい点があり、また経済社会活動の全般にわたるため、実現は困難である。しかし、土地問題をはじめ国土利用上の問題の多くはここに起因しているので、十分な論議を尽くして社会的な合意を取り付け、段階的に具体化を図ることが大切である」

具体的施策としては、次の諸点を挙げた。

一、開発利益の当該地域への還元——固定資産税・不動産譲渡所得税などの弾力的な運用により開発利益を徴収し、新しい開発に活用するため当該地域に還元する仕組みを具体化する。

一、公害費用の適正な負担——環境保全のため必要な諸条件を明らかにし、国土利用計画に沿って地域ごとに必要な排出基準を定め、この基準を達成するための費用は発生者が負担するとともに、国土の適正な利用のため必要な環境条件の整備に要する費用については、国・地方公共団体等が適正に分担する。

一、都市便益再生のための対策——過密都市における自動車交通の混雑解消や、諸施設の分散を可能とする条件整備を前提として、都市便益再生のための適切な対策を検討する。

第三は、「土地対策の実施」である。

「地価の異常な高騰がすべての開発のネックとなっていることは明らかであり、地価抑制のための何らかの新しい管理体制が必要なことは勿論である。これまで数多くの土地政策が提案されながら、ほとんど見るべき成果をあげえず、最近の一例では、市街地区域内農地の宅地並み課税という、初歩的対策さえも満足に実施できなかったことは、憂うべきである。結局、土地対策は私有権絶対の厚い壁に阻まれているのが現状であるが、社会資本充実を促進させるためにも、いまこそ思い切った抜本策を断行すべきである」

具体策としては、(1)マスタープランの策定と土地利用規制の強化、(2)税制をテコとする地価対策の実施、の二点を指摘した。

第四には、「行財政の対応」である。

まず、「新しい国土を建設するためには、かねてわれわれが主張している制度・機構の弾力的改編、開発行政の一元化等々、行財政の整備が必要なことは勿論であるが、ここでは、これに加えて、分散のための諸対策を提案する」——との前提を打ち出したのち、(1)先行的社会資本投資の実施と地方分散の誘導、(2)地方における計画能力の向上、(3)地方行財政の強化、(4)国・地方公共団体・企業・住民による協議——などについて提案した。

五 高次元の「環境問題」観

——「欧州環境問題調査団」の成果——

経済同友会は昭和四十六年七月十六日の幹事会で、欧州における環境問題の現状と対策ならびに国際協力の具

五 高次元の「環境問題」観

第十章 社会的責任の「体制化」

体的進め方を調査するため、調査団を派遣することを決めた。それは同年十一月箱根で開かれる「第四回日独合同会議」（後述）で、「環境問題解決への国際協力」が一つの重要テーマとなっていたため、それにそなえて欧州の実情をもつかんでおきたい、という意図を持つものであった。

「欧州環境問題調査団」は、従来のようなトップ・グループのものとは異なり、専門家・実務者によって構成される専門調査団の性格を持った。メンバーは団長・小田四知郎（東京電力）、副団長・堀英太郎（住友化学工業）、団員・尾藤五郎（鹿島建設）・中川秀明（新日本製鉄）・山本敏（三菱重工業）・吉田好（東レ）、アドバイザー・笠井章弘（産業計画会議）・島野卓爾（学習院大学）、幹事・小林料（東京電力）の九名である。

一行は九月十四日東京を出発、約一カ月にわたり、西独・イギリス・フランス・スウェーデン・スイス・オランダ・デンマークの七カ国における国際機関、政府機関、同友会の協力経済団体、化学・鉄鋼などの個別企業、研究所などを、精力的に訪問して実情を調査したのち、十月九日に帰国した。

小田団長は帰国後間もない十月十五日の幹事会で、概略の調査報告を行ない、次の点を強調した。

「時あたかも国連人間環境会議開催準備を契機に、環境問題が国際的に大きな盛り上がりを見せつつあっただけに、調査団としては、単に公害問題という観点に止まらず、広く人間環境問題として、しかも、それを地球的規模から考え直さなければならぬという有益な示唆を、身をもって得ることができた」

報告のあと、木川田一隆代表幹事は、「この報告に基づき、ドイッC E P E Sとの合同会議で討議すべき具体的課題について、早急に検討する方針である」と述べた。

「調査団」は帰国後約六カ月にわたる作業ののち、『欧州における環境問題』をまとめ、昭和四十七年五月三十一日、発表した。内容は、「環境問題に対する調査団の問題提起」および「報告篇」「資料篇」の三部からなる。「環境問題」について民間から、とくに欧州の実地調査に基づく新しい国際的視野に立って、このような報告ないし問題提起がまとまった形で出されたのは初めてであった。それは、あたかも六月五日からストックホルムで開かれる「国連人間環境会議」を目前に控えてのことであっただけに、「経営者」は勿論、政府を含めて広く一般のこの問題に対する認識と理解を深めるのに、大いに寄与するところがあった。

「問題提起篇」（以下単に「報告」という）は、まず「環境問題」に対する基本的な構え方を、大局的に次のように設定した。

一、欧州における環境公害問題の現状は、全体としてはわが国の場合にくらべ良好な状態にあり、とくに「生活のたたずまい」という観点から問題を捉えた時、この感を深くする。

このような状態は、わが国とは異なる恵まれた自然条件に加えて、これまでの産業社会形成の過程で、経済・社会・文化・政治などの分野が、相対的にいって相互に調和ある発展を遂げてきたことによるものであり、これを可能にしたものは、経済価値中心に偏しない幅広い価値観が、国民意識の基底に脈々として流れていることによるものと考えられる。

一、欧州の事情にひきかえ、明治以来、狭い可住面積の中で多くの人口を抱えながら、重化学工業化を重点的に指向してきたわが国にとっては、公害問題もさることながら環境問題の改善については、自然的条件からいっても、経済社会形成の歴史的條件からしても、きわめて困難な側面を持っている。

第十章 社会的責任の「体制化」

一、しかし、いまや時代の価値観は大きく転換しつつあり、わが国においてはいうまでもなく、欧州においてさえ、人間環境改善の動きは、まさに二十一世紀における歴史的課題として登場しようとしている。

一、こうした時代的要請のもとに、われわれは現代社会における人間環境問題の重大性と、その基底をなす技術革新を軸とする現代産業の発展メカニズムの矛盾の認識の上に立って、環境制御のための新たな人間活動を行なうため、国民の総力をあげて、わが国の不利な条件を克服しつつ、積極的かつ建設的な解決策を研究・実践しなければならない。

一、また近年、わが国の経済の高成長と、それに伴う環境問題が世界の関心となつていくことにも鑑み、われわれは内外両面にわたり今後わが国がとるべき環境保全のための行動の具体策について、問題提起を行ないたい。

「問題提起」の第一は、「国・地方自治体の条件整備」である。

「環境問題の解決には、企業の自覚と実践はもとより、国民全体の協力が必要であるが、それにはまず国・地方自治体が長期的かつ総合的視点から、環境問題の根本的解決につながる基盤・条件の整備を図ることが、緊急の課題である」

このような立場から次の諸点を指摘した。

一、環境保全のための目標を設定する。即ち、すでに有害物質として定められているもののほか、人間の健康に直接・間接影響のある物質についても、早急に基準を作成する。また、下水処理・都市廃棄物処理・緑地化など、都市生活環境条件や、森林・海洋など自然条件の確保についても基準を示し、条件設定を図る。

一、今後の長期経済・国土開発・エネルギーなどの諸計画は、環境保全を中心的な柱として位置づけ、計画相互間の整合性を保つとともに、その実現のための具体的な手段については、段階的展開を盛りこむ。

一、地方自治体の環境管理体制を整備するため、単に地方自治体の権限を強化するだけでなく、広域的な環境管理機能を有する組織を、現在の行政区域にとらわれず形成する、などの措置も考慮すべきである。また、自治体も環境保全のためその基盤となる社会資本の充実に必要な費用を、責任をもって分担しなければならぬ。そのためには、現行の国庫補助・地方債・地方交付税の特別措置など環境対策上の優遇措置を、自治体の自主財源強化の観点から、制度的に見直す必要がある。

「問題提起」の第二は、「費用分担ルールの確立」である。

ここではまず、七二年二月にOECDが採択したPPP（汚染者費用負担原則）の基本精神を掲げる。

「PPPとは、汚染の原因者を企業・個人について広く捉え、その原因者が汚染防止の費用を負担するとともに、企業においては、安易な価格転嫁はもちろん論外であるが、質の高い財を得るに要するコストは競争を通じて価格に反映し、それによって資源の国際的な有効配分を達成していこうとするものである」

この精神を踏まえて、「報告」は「費用負担の明確化」について、方向を示した。

「企業は規制・基準を遵守するための費用、即ち大気汚染・水質汚濁・産業廃棄物の処理などに伴う直接的な公害防止費用を負担する。また、国・地方自治体はグリーン・ベルトの造成、都市整備、森林保全など、国土の適正な利用に必要な社会資本充実の費用、公害防止の基礎技術開発費用などを、責任をもって負担する。さらに都市公害などに典型的に現れている複合汚染に関しては、価格メカニズムを円滑に機能させることを条件

第十章 社会的責任の「体制化」

として、消費者も環境保全のため自らの選択において適正な代価を払う」

また「PPPの国際的定着化」に対するわが国の努力について、次のように強調した。

「自由貿易を指向するわが国としては、PPPを国際経済のルールとしても受け入れていかねばならない。この場合、国際的に大きな問題となるのは、環境保全についての企業に対する政府の助成措置である。しかし、こうした措置は、各国の特殊な歴史的・社会的・経済的条件に深く根ざすものであって、一率に解消できるものではない。また、事態の緊急性、技術革新のテンポなどとの関連で動態的に、その内容が検討されるべきものである。欧州でも、多くの国がPPPを当然のこととして賛同しつつ、政府による措置は必ずしも、これと矛盾するものとはしていない。

したがって、われわれは、各国が主体的立場において環境保全に取り組むとともに、PPPを自由貿易推進のためのルールとして受け止め、他面、単なる機械的な適用は避け、国際通商面での公正取引の障害とならぬよう、実行可能な形で定着させていくため、国内外に合意を取りつけていく努力をしなければならない」

「問題提起」の第三は、「経済界・企業の主体的実践」である。

まず「公害問題解決への協働態勢」について、(1)無過失責任の制度化については責任保険制度を創設する、(2)中小企業の場合は、関連企業相互間における廃棄物の共同処理・技術指導などを推進する——の二点を指摘したのち、「研究・技術開発の推進」について、次の諸点を指摘した。

一、これまでの技術は生産効率の追求に重点が置かれてきた嫌いがあり、それが今日の環境・公害問題の深刻化をもたらした一因となっている。いまや新しい環境保全の観点からの技術開発に、経済界・企業が一体と

なって挑戦し、研究を推進すべき時である。

一、その一つは、既存および今後開発される技術について、環境への影響をチェックし、クローズド・プロセス、リサイクリング等の総合化技術の開発を進め、また、公害防除機器の規格化・測定機器の統一化等についての技術開発を行なうため、経済界が新しい機関を設置することを検討する必要がある。

一、もう一つは、排出基準・モニタリングシステムなど環境技術に関する基準・制度の決定につき、民間の意見を取りまとめる機関の具体化を図るべきである。たとえば西独においては、技術者協会が政府の委託を受けて環境・公害に関する基準をつくり、これに基づき技術管理協会が、政府の依頼のもとに、自動車排気装置・ポイラー・原子炉容器等の諸検査を行なっている。これは、わが国の環境・公害対策を進める上における経済界・企業の役割を、示唆している。

「報告」は最後に「国際的努力の方向」について問題提起した。

ここでは、まず「技術の国際的交流への条件整備」および「海洋汚染問題への積極的対処」について述べたのち、「環境外交の新展開」について、次の諸点を指摘した。

一、今回の第一回国連人間環境会議を契機に、将来の方向として、環境問題を総合的に扱う国際組織形成の動きが具体化するものと思われる。これに対して、わが国は基金拠出・組織づくりの両面において、「ポスト・ストックホルム」への基本姿勢を明確にする時に際会している。

一、OECDは先進国の国際組織として、環境問題について経済・技術の側面から特色ある接近を試みている。今後わが国は、こうした場において、積極的に調査・研究に参加し、環境問題についての指導的な国と

第十章 社会的責任の「体制化」

して、国際的な行動決定に進んで参画し、そのため、民間も含めて適切・有為な人材を国際諸機関に常駐させることが必要である。

一、各国の環境政策の違いが、国際通商面に大きな影響を与えつつあることは、OECDがPPPをとりあげるに至った背景などから見て明らかである。今後は発展途上国をも含めて、環境問題が国際投資・貿易面の重大な阻害要因に発展する恐れがあることを十分に予想し、GATTをこうした問題の協議調整機関として機能させるべく努力する必要がある。

一、世界的視野に立って、環境問題を解決するための一つの重要なポイントとして、各国の国土条件に即した良質資源の国際的な配分秩序の確立が図られなければならない。このため適当な国際諸機関において、この問題についての共同研究を進めるとともに、その具体策を協議しうる場を設置するよう、わが国が積極的に働きかけることが肝要である。

「報告」は、「問題提起篇」で多くの重要な指摘を行なったが、その「報告篇」においても、「環境問題」に対する欧州産業界の考え方あるいは対応の仕方について、示唆に富んだ事実を、資料的に提供している。その一、二を示すと、こうである。

まず、日本では急激な高成長のために、「環境問題」の現れ方も急激であり、そのために国民一般の「経済」に対する批判が反動的に高まり、「くたばれGNP」とまで言われるに至った。しかし、西欧では少し違う。「経済成長」と「環境保全」とが両立する、という考え方が支配的なのである。「報告」は、こう述べた。

「欧州諸国では、わが国とは環境問題の実情も異なるのであるが、経済成長と環境保全の問題を、二者択一的には捉えず、必ず両立しうるものと考えている。

イギリスの工業連盟では、政府・産業界の共通の見解として、技術の進歩その他適切な手段を講ずることに、成長と環境保全の両立は可能である。逆に環境保全の方法とスピードは、成長を阻害しないように行う必要がある、と言ひ、この考え方は西独の工業連盟でも開かれた。スウェーデンでは、環境保全の積極化は新たな産業分野を創り出すもので、経済成長に寄与することになる、という意見があった」

つまり、経済の量的拡大と質的な側面とは、いずれか一方だけが成り立つとは考えられておらず、バランスのとれた経済運営によって、人間の生活環境をより充実したものにしていくことができる、という立場である。しかし、この考え方の背景について、「報告」は、次のような一つの限定をも加えた。

「この欧州の考え方の背景として、欧州における経済成長が今日では比較的低く、今後も急速な成長を望めないという事情があり、とくにイギリスなどにおいては、世界経済の中でイギリス産業界の地盤沈下が著しく、むしろ産業振興が必要となっているという事情もあると思われる」

「企業」と「住民」の関係についても、「調査団」は、一つの示唆を受けて帰った。「報告」はいう。

「オランダのユーロポートや西独のルール工業地帯、あるいはフランスでもリヨンの北部で、重化学工業の大工場建設などをめぐり、企業と住民との間に、わが国におけるような摩擦・対立が一部で見られた。

かような問題はあるが、こういう現象はごく限られた地域でのみ問題になっているのであり、一般的には、企業と地域社会・地域住民との関係は円滑で、企業が地域社会の一構成員としての立場を十分認識し、その役

第十章 社会的責任の「体制化」

割を果たすとともに、地域住民・地域社会も企業の発展に協力するという関係がうかがわれる。これは、欧州における企業の発展が、これまでの長い歴史の中で、地域社会の発展と深い係わりをもって進んできた、ということにもよる。

産業界や企業が地域社会に協力するという事例は多く見られた。このような企業側の努力と協力があって初めて、現在の地域社会との円滑な関係が保たれているのだと思われる。環境問題が今日のように取りあげられる以前から、欧州の企業がこの問題に対して、徐々にではあるが、より良い方向への努力を積みあげてきていることが理解できるのである」

あたかも六月五日から十六日までストックホルムで開催された「国連人間環境会議」は、参加百十四カ国の合意のもとに、「人間環境宣言」を採択した。その「原則」の第一項には、こう謳われた。

「人はその生活の尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由かつ平等・適切な水準の生活を営む基本的権利を持ち、現在および将来の世代のため、環境を保護・向上させる責任を負う」

六 「経済社会」意識構造の探究

——「社会緊張」と「若年層指導」で提言——

経済同友会はさきに昭和四十三年四月、「社会構造特別委員会」（委員長・鹿内信隆幹事）による『新中間層の意識調査の報告』を発表し、「社会意識」の変動に対する関心の深さを示したが、続いて四十四年十二月から

は「社会開発委員会」（委員長・河上健次郎幹事）が「社会緊張の問題点」に取り組み、約二年にわたる精力的検討ののち、四十七年二月十八日、その成果を『七〇年代の社会緊張の問題点とその対策試案』として発表した。「社会開発委員会」が問題の検討に乗り出したのは、六〇年代末期から七〇年にかけての「社会的緊張」が盛りあがる激動期のさなかであった。

四十四年十二月十六日に開かれた第一回会合において、河上委員長は次のように方針を述べた。

「産業構造の高度化に伴い、すでに種々の社会的緊張が発生しているが、七〇年代に入り、これらが一層複雑・深刻化すると同時に、新たな緊張発生の可能性が心配される。このような現状認識から、現在みられる社会的緊張の発生原因と形態を究明し、これに対処する企業経営者のあり方・考え方を検討していきたい」

この会合では、アプローチの方法、具体的な検討項目などを協議したのち、永井陽之助東京工業大学教授から、七〇年代の社会的緊張に関する問題提起を聞いた。

まず、アプローチの方法は、次のように決められた。

「人間の意識の変遷を行動科学的手法により分析していくことから、社会的緊張の問題に接近するという社会学的手法をとる。即ち、国際化・就業構造の変化、職業選択の多様化・流動化、所得水準の向上等のもとにおける多元的な集団化社会の形成の可能性を吟味し、それに基づいて、(1)各社会階層もしくは集団を構成する人々の価値観の変化、(2)価値観の変化に基づく新しい階層もしくは集団の形成、(3)階層間もしくは集団間の関係あるいは交渉過程、(4)前記の関係あるいは交渉過程における社会的緊張発生の可能性の検討、(5)緊張関係発生の可能性の強い場合における企業経営者の対応策、などを検討していく」

六 「経済社会」意識構造の探究

第十章 社会的責任の「体制化」

当面の具体的な検討項目は、このように決められた。

「右の方針にしたがって、一般論として、(1)社会的緊張発生の理論的分析、(2)過去の社会的緊張発生の過程、について検討するとともに、他方で、七〇年代の多元的な集団化社会の形態を予想するため、人間および集団の行動分析に役立つ各種のデータを検討する。たとえば、最近における(1)就業構造の変化、(2)企業間の労働移動状況、(3)就業状況の変化、(4)地域間人口移動状況、(5)所得分布状況、(6)世論調査の方法論ならびにその結果の分析、さらに必要に応じて、企業経営の立場から、(7)社会教育の現状分析、(8)いわゆるブルーカラー、ホワイトカラーの意識調査、などを検討する」

また、永井教授は問題提起において、次の三点を指摘した。

- 一、まず、情報化社会における世代間の対立が最大の問題となろう。即ち、性格形成の担い手は、これまで両親・先輩・教師等の成人集団であったが、それがテレビ・漫画本等のマス・メディアに移ろうとしており、これらのマス・メディアの影響は、認識論的・人間学的にきわめて深い問題を内包してくる。
- 一、次に、現代の社会的緊張・対立・紛争の特徴として、国家権力の役割が強くなり、ナショナル・コミュニティの連帯性の強化のために、戦争を利用することが困難となったこと、および人為的・作爲的出来事が増加することによって、疑似事象としての暴力、一種のネガティブな情報としての暴力が発生していること——などがあげられる。

一、第三の問題として、経済成長に伴う期待の上昇と、社会的緊張・対立・紛争との関係において、経済成長は、決してそのみでは政治的安定・社会的安定に直結するものではない、ということから、「生きがいの問

題を追求する要求が出てくる。

「委員会」は、その後、次のようなヒアリングを行なった。即ち、「昭和四十四年十二月衆議院議員選挙の結果分析」―高島通敏立教大学教授、「精神障害者の実態」―加藤正明国立精神衛生研究所員、「青少年非行と離婚について」―逸見武光東京大学助教授、「学生運動の実態について」―川島広守警察庁警務局長・永井陽之助東工大教授、「創価学会・公明党の生成発展過程」―内藤国夫毎日新聞記者、の五回である。

「委員会」は、このような予備的段階を経たのち、政治学・社会学・社会工学・精神医学等の専門家をまじえた「アドバイザリー・スタッフ打合せ会」を設け、前後七回の会合を開催、多様な社会現象に関する統計を基礎資料として、本格的に実証的考察を行なった。中でも、社会的緊張の指標である犯罪・青少年非行・自殺・離婚・精神障害・薬物乱用・ギャング・学生運動・デモ等の実態とその特徴については、とくに掘り下げて検討を重ねたのであった。

その結果、次のような過程を経て、一つの基本的認識に到達した。

一、社会的緊張状態を示していると見られる現象の動きに、一九六七、八年ごろ顕著な変動・断層が見受けられたため、これらの動きと経済・社会・文化・政治上の諸指標を時系列にとり、グラフに表示して、相互の関連を見ることによって、その根本的究明を試みた。

一、その結果、このような顕著な緊張現象と経済・社会等の諸指標との間には、留意すべき関連があること、この現象の中では、実際には比較的安定しているもの（犯罪・自殺・離婚等）と、急変動を示しているもの（薬物乱用・学生運動・デモ等）とがあり、後者については、戦後のベビー・ブーム期に誕生した世代の存

六 「経済社会」意識構造の探究

第十章 社会的責任の「体制化」

在が、直接的にも間接的にも影響していること——などが明らかになった。

一、このため、豊かな社会と情報の氾濫する時代の中で、人格形成期を過ぎた彼らは、人口構成面でも大きな突出部分を示しているばかりでなく、価値観の多様化や世代間意識のズレ等の問題に象徴されるように、

その意識や行動は、現実には無視しえないものとなっており、社会的影響力も大になるといふ、基本認識も明確になった。

「委員会」は、このような検討の成果をもとにして、現代社会に見られる注目すべき新しい現象の解釈、および将来の変化の方向と問題点について、現状認識を中心に「中間報告」をまとめ、これを四十六年八月二十日の幹事会に、「わが国社会の現状と将来——社会的緊張の問題をめぐって」と題して提示、河上委員長から主要の趣旨を説明した。

委員長の趣旨説明の補足として、「委員会」の作業を指導・調整してきた永井教授は、先進国共通の現象である「社会的緊張」の原因を、日米の比較において、次のように述べ、興味をそそった。

一、現代の社会諸現象を理解する方法として、インプット・暗箱・アウトプット、というブラックボックス・モデルで考えて見よう。戦後先進諸国に共通して、技術革新・情報化・国際化の進展などにより、新しい市民運動の高まり、学生運動の広域化と過激化、ドロップアウトの人間の発生等、注目すべき新しい社会現象が発生するに至った。

一、これらは、アノミー（社会的無秩序）、アパシー（無関心）、コンフリクト（紛争）ともいうべきものであり、いわば社会的不適応現象とみなすことができる。これらがフィードバックされて人間の精神面に影響を

及ぼし、生産性の低下、モラルの低下、スタグフレーション等をひき起こしている。この悪循環によってアメリカ経済は、現在まさに危機に直面しているのである。

一、そこで、なぜこのような現象を見るに至ったかを説明しなければならないが、社会現象は複雑・錯綜しているので、単純な原因・結果論では説明できない。いわば社会は「暗箱」なのである。

したがって、これらの現象間を関係づける「暗箱」内の諸要因（媒介変数）をいくつか仮説的に組み立てて説明しなければならない。まず社会的背景として、欠乏の時代から豊かな社会への移行に伴って、従来の福祉価値といわれる物質的価値から、尊敬価値といわれる精神的価値を求める傾向が強まり、かつては一部有閑階級のみの問題であった「いかに生きるか」についての悩みが、一般のレベルにまで拡がってきたこと、マス・メディアの急激な発達によって人格形成の過程に変化が生じたこと、などが考えられる。

一、日本においても、これらの点についてはアメリカとおおむね共通しているが、アメリカ以上の急激な社会変動を遂げてきたのにも拘らず、まだ深刻な危機に見舞われていない。その理由として、わが国独特の文化的背景、とくに「甘え」の依存関係が多く、社会的緊張を緩和・吸収してきたことが指摘されよう。

これまでわが国はアメリカに多くを依存し、甘えて発展してきたと云って差し支えない。しかし、この「甘え」の依存構造・制度も、日米関係の悪化を発端に、国際面から破綻をきたしつつある。この基本的要因の認識こそ、現在のドル・ショックを理解する重要な鍵である。

「中間報告」が提示された昭和四十六年八月二十日は、まさに「ニクソン新政策」が発表されて数日後の時点であったのである。

第十章 社会的責任の「体制化」

「中間報告」が幹事会で了承されたのち「委員会」は、これをもとに、アドバイザー・スタッフを中心として、「今後予想される社会緊張を未然に防ぐために、経営者はどのような対処をなし得るか」に問題の焦点を移し、さらに検討を重ねた。

その結果、現代社会における緊張発生要因として、(1)マス・メディアの発達による虚像と実像の混乱、(2)組織の巨大化と管理化、および過密・過疎による連帯感の希薄化、(3)情報化社会における人格形成過程とその担い手の変化、(4)「甘え」「状況倫理観」等わが国独特の風土におけるタテ型社会の弊害——などを挙げることできた。また、対応策として、(1)新しい情報処理・伝達システムの創出、(2)新しいコミュニティの形成、(3)情報化社会における教育改革、(4)「甘え」の風土の見直し——の四項目を選択し、成案の作成に向かった。

昭和四十七年二月十八日の幹事会に、政策提言『七〇年代の社会緊張の問題点とその対策試案』が提案され、即日発表された。「経営者」としては馴染みにくい、困難な作業の二年二カ月を経た「労作」であるが、その冒頭には、淡々として次の文言があった。

「GNP至上主義からの脱却が求められ、国民福祉の向上が叫ばれ、コミュニティの論理が模索されている今日は、機械的物質文明の中における人間復権の時代の門口にあるともいうべきであって、社会的変化の内容を人間の側面を中心に考察し、将来の望ましい社会への対応策を、長期的展望のもとに検討すべき時にあると考える」

発想は純粹で、追求は意欲的かつ合理的な、同友会の研究調査活動の一つの典型ともいうべき、格調高く充実した内容の「提言」であった。

「社会開発委員会」が「社会緊張」に取り組んできたのと平行して、「消費・流通問題委員会」（委員長・堤清二幹事）は、同じく「経済社会」意識構造問題の一環としての「若年層意識」を調査研究していた。その成果は、四十七年六月二十六日、『若年層指導への問題提起——若年層従業員ならびに中間管理層意識に関する実態調査報告』として、発表された。これは、四十六年十月に同友会幹事所屬法人企業の二十五歳以下の従業員四、四六〇人、中間管理層一、一三五人を無作為に抽出して実施した大規模な「アンケート調査」を基礎に、顕著となりつつある若年層従業員の価値観の変化・多様化の実態を、中間管理層の意識との対比を含め計量的に分析し、それに基づいて「若年従業員管理」の問題を提起したものである。

「報告」は、創造的エネルギーが内側から燃え上がる企業組織の創出の方策、それを通じて若年層に対する「働きがい」のある職場づくりの進め方についての具体策を打ち出しており、経営者が社会の意識変化を企業の内側から把握した点に特色があった。